

調査票の記入のしかた

調査票を記入する前に、本書をよくお読みください。

- ◆インターネットで回答する前には、同封の『インターネット回答利用ガイド』を必ずお読みください。
- ◆インターネット回答は、10月7日（月）までにお済ませください。
- ◆調査票には、事業所の名称・電話番号・所在地などが、あらかじめ印字されている場合があります。これらは、事業所における回答負担を少しでも軽くするため、「平成28年経済センサスー活動調査」等の結果をもとに印字したものです。
- ◆調査票に記入いただいた内容について、後日、おたずねする場合がありますので、本書14・15ページの下書き用調査票を控えとして保管しておいてください。

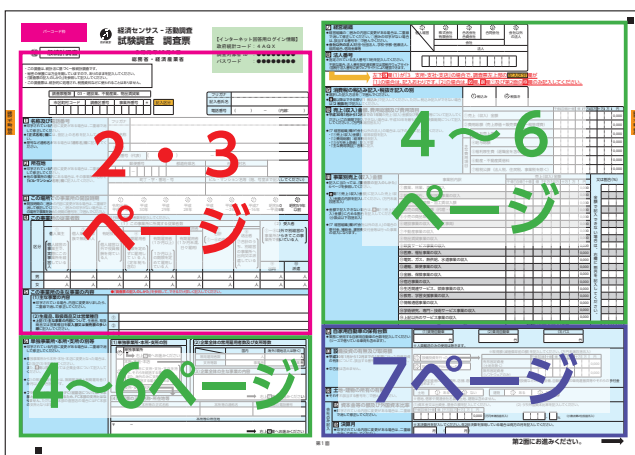
記入上の 注意 点

- 調査票には、**黒色のペン又はボールペン**で濃く・はっきりと記入してください。（摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。）
- 記入した内容を訂正する場合は、**二重線で消して修正**してください。

調査票を記入する際に参照するページは、以下のとおりです。

第1面

第2面

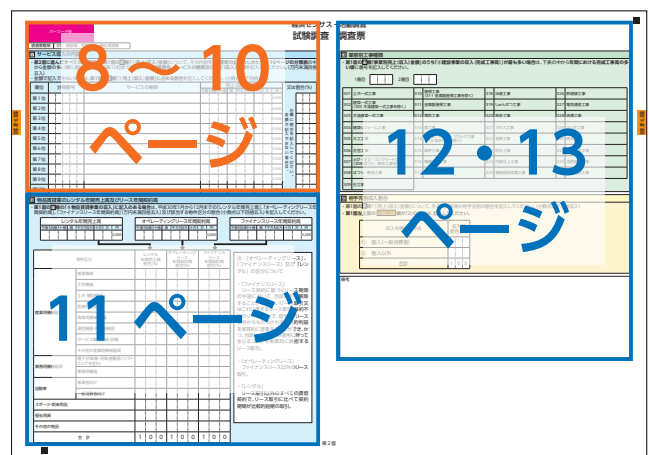


2・3 ページ

4～6 ページ

4～6 ページ

7 ページ



8～10 ページ

11 ページ

12・13 ページ

●記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

「通称名」欄には屋号などを記入してください。

フランチャイズ・チェーン店の場合には、チェーン店の名称・店舗名を記入してください。

調査票記入者の連絡先

記入いただいた内容について、後日おたずねする場合がありますので、この調査票を記入される方の氏名及び電話番号を記入してください。

フリガナ	トウケイツヨシ
記入者氏名	統計 強
電話番号	(03) 9876 - 4322 (内線: 9876)

1 名称及び電話番号 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。 ●屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。	フリガナ	トウケイツヨシ			リフォームトウケイ							
	正式名称	(有) 統計建設 (株) リフォーム TOKEI										
	通称名	統計ホーム										
	電話番号 (代表)	(03)	9876	-	4321							
2 所在地 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。	郵便番号	162-0066	都道府県名	東京都	市区町村名	新宿区						
	町丁・字・番地・号		ビル・マンション名等 (階、号室まで記入してください)									
	若松町3丁目2番1号		若松第3ビル 2階									
3 この場所での事業所の開設時期 ●開設時期の○印みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○印みの印字がない場合は、この場所での事業を始めた時期の番号をつけて記入してください。	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			
	令和元年・平成31年	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年	平成17～26年	平成7～16年	昭和60～平成6年	昭和59年以前			
4 この事業所の従業者数 ●10月1日現在の従業者数を記入してください。	区分	(1) この事業所に所属する従業者数							(2) 受入者			
		① 個人業主	② 個人業主の家族で無給の人	③ 有給役員	④ 無期雇用者		⑤ 有期雇用者 (1か月以上)	⑥ 臨時雇用者 (1か月未満、日々雇用)	⑦ 合計 (①～⑥の合計)	⑧ 送出者 (⑦の合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	⑨ 出向	⑩ 派遣
		個人経営の事業主で、実際にこの事業所を営んでいる人	個人経営以外で役員報酬を得ている人	期限を定めずに雇用している人 (定年制も含む)	1か月以上の期間を定めて雇用している人							
		男	人	人	1人	3人	1人	2人	7人	1人	人	1人
女	人	人	1人	2人	2人	人	5人	人	人	1人		
5 この事業所の主な事業の内容 ●「調査票の記入のしかた」を参照して、できるだけ詳しく記入してください。	(1) 主な事業の内容											
	●印字されている場合、内容に変更ありましたら、二重線で消して修正してください。											
	未造建築の一部請負 建築リフォーム工事											
	(2) 生産品、取扱商品又は営業種目											
●上記(1)主な事業の内容について、生産品、取扱商品又は営業種目を収入額又は販売額の多い順に記入してください。												
① 未造建築 リビングのリフォーム												
② 浴室のリフォーム												
③ キッチンのリフォーム												

5 この事業所の主な事業の内容

- あらかじめ印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、下記の記入例を参考にして、具体的に記入してください。
- 主な事業の内容の記入に当たっては、複数の事業を行っている場合は、平成30年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い事業を記入してください。
- 生産品、取扱商品又は営業種目の記入に当たっては、生産品、取扱商品又は営業種目について、収入金額又は販売金額の多い順に記入してください。

【記入例1】主な事業の内容が「木造建築の一部請負」であった事業所が、主として各種建築物の改装又は軽微な増・改築工事を総合的に行う事業所となった場合

未造建築の一部請負 建築リフォーム工事	
①	未造建築 リビングのリフォーム
②	浴室のリフォーム
③	キッチンのリフォーム

【記入例2】主な事業の内容が「不動産売買の業務」であった事業所が、主として不動産売買、賃貸の仲介をする事業所となった場合

不動産売買の業務 不動産売買・賃貸の仲介業務	
①	マンション
②	
③	

1 名称及び電話番号

●名称は、略称ではなく**正式名称**（法人の場合は登記上の名称）を記入してください。

2 所在地

●登記上の所在地ではなく、**実際に事業を行っている所在地**を記入してください。

3 この場所での事業所の開設時期

●会社や企業の創業時期ではなく、**この事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を○で囲んでください。

●以下の場合は、**その時期を開設時期**としてください。

- ・個人経営の事業所が株式会社になった場合
- ・法人が新設（対等）合併した場合
- ・法人が分割により設立された場合
- ・この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合

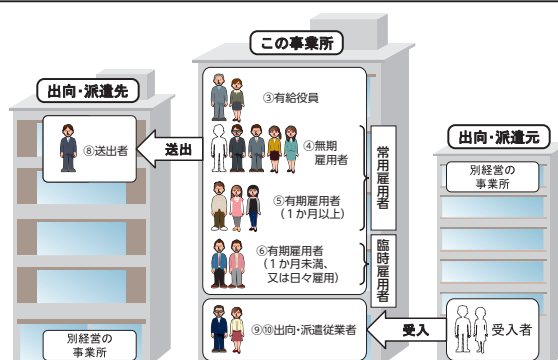
4 この事業所の従業者数

●令和元年10月1日現在で、「(1) この事業所に所属する従業者数」について、下記を参考に各区分の該当する欄に記入するとともに、「⑦合計」欄に記入してください。

また、「⑧送出者」欄及び「(2) 受入者」欄については、下の図<事業所の従業者数の説明>を参考にしてください。

(1) この事業所に所属する従業者数	①個人業主	○個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの一人を個人業主とし、他の人は「④無期雇用者」としてください。	
	②個人業主の家族で無給の人	○個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 ×家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」としてください。	
	③有給役員	○法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 ×無給役員は従業者には該当しません。 ○他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当します。	
	常用雇用者	④無期雇用者	○雇用契約期間を定めずに雇用している人（定年まで雇用される場合を含む。）
		⑤有期雇用者（1か月以上）	○1か月以上の期限を定めて雇用している人
	臨時雇用者	⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	○1か月未満の期限を定めて雇用している人又は日々雇用している人
	⑦合計	○「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。	
(2) 受入者	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	○労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人	
	⑨出向	○在籍出向など出向元に籍を置いたまま、この事業所で働いている人	
	⑩派遣	○労働者派遣法でいう派遣労働者で、この事業所で働いている人 ×別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。（別経営の事業所の従業者となります。）	

<事業所の従業者数の説明（送出者及び受入者）>



●記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

6 単独事業所・本所・支所の別等

- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- 単独事業所から本所・本社・本店に変更となった場合は、(2)及び(3)を記入してください。また、(9)欄以降については企業全体について記入してください。
- (2)の常用雇用者数とは、無期雇用者と有期雇用者(1か月以上)の合計数です。
- フランチャイズ・チェーン(FC)加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。ただし、FC本部の直営店の場合はFC本部の支所となります。

(1) 単独事業所・本所・支所の別

① 単独事業所
 本所・本社・本店
 ② 他(の)場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所等を持ち、それらを統括する場合も含まれます。
 ③ 支所・支社・支店

(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所等数

	国内	海外(現地法人は除く)
常用雇用者数	人	人
支所等数	事業所	事業所

(3) 企業全体の主な事業の内容

(4) 本所等の正式名称・所在地等

本所等の正式名称	本所等の通称名	本所等の電話番号
本所等の所在地		
〒 -		

7 経営組織

- 経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
- 会社以外の法人(財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等)

① 個人経営	② 株式会社 有限会社	③ 合名会社 合資会社	④ 合同会社	⑤ 会社以外の法人
法人				

8 法人番号

指定されている法人番号13桁を記入してください。不明な場合、法人番号指定通知書又は国税庁ウェブサイト(国税庁法人番号公表ウェブサイト)により確認できます。

9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

13桁の法人番号を記入してください。
12桁のマイナンバー(個人番号)は絶対に記入しないでください。

左下(6)欄(1)が「3 支所・支社・支店」の場合で、調査票左上の「記入区分」欄が「1」の場合は、記入おわりです。「2」の場合は、「9」欄、「10」欄①及び第2面の「20」欄のみ記入してください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- 選択した記入方法を○で囲んでください。
- (9)欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。

	① 税込み	② 税抜き
--	-------	-------

10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

平成30年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、平成30年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)

- 「7 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
 - ・「①売上(収入)金額」：経常収益を記入
 - ・「②費用総額」：経常費用を記入
 - ・「③うち売上原価」：記入不要
 - ・「主な費用項目」：各欄に記入

	千億:百億:十億	億	千万:百万	十万:万	円
①売上(収入)金額			18650	0	0,000
②費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)			18468	0	0,000
③うち売上原価			11378	0	0,000
④給与総額			6301	0	0,000
⑤福利厚生費(退職金を含む)			120	0	0,000
⑥動産・不動産賃借料			5	0	0,000
⑦租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)			5	0	0,000

11 事業別売上(収入)金額

記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』6ページを参照してください。

⑩欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)

金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。

●「7 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合の寄付金・補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

事業別内訳	売上(収入)金額					又は割合(%)
	千億:百億:十億	億	千万:百万	十万:万	円	
①農業、林業、漁業の収入					0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
②鉱物、採石、砂利採取事業の収入					0,000	
③製造品の出荷額・加工賃収入額					0,000	
④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)			300		0,000	
⑤小売の商品販売額					0,000	
⑥建設事業の収入(完成工事高)			15000		0,000	
⑦不動産事業の収入			2700		0,000	
⑧物品賃貸事業の収入					0,000	
⑨飲食サービス事業の収入					0,000	
⑩医療、福祉事業の収入					0,000	
⑪電気、ガス、熱供給、水道事業の収入					0,000	
⑫運輸、郵便事業の収入			300		0,000	
⑬金融、保険事業の収入					0,000	
⑭宿泊事業の収入					0,000	
⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入					0,000	
⑯教育、学習支援事業の収入					0,000	
⑰情報通信事業の収入					0,000	
⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入					0,000	
⑲上記以外のサービス事業の収入			350		0,000	
合計					10欄①の売上(収入)金額	100

●「11 事業別売上(収入)金額」の説明は、本書6ページを参照してください。

6 単独事業所・本所・支所の別等

1. 単独事業所

- 他の場所に、同一経営の本所や支所等を持たない1企業又は1組織で1事業所の場合は、「**単独事業所**」となります。

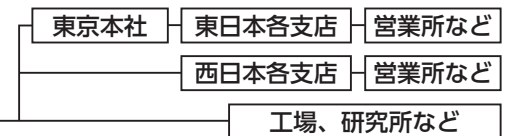
2. 本所・本社・本店

- 他の場所に、同一経営の支所等があって、経営主体全体を統括する事業所は、「**本所・本社・本店**」となります。
- 1企業に「**本所・本社・本店**」は一つだけです。本社が2か所以上に分かれている場合は、代表者のいる事業所を「本所・本社・本店」とし、それ以外を「支所・支社・支店」とします。

大阪本社

3. 支所・支社・支店

- 「本所・本社・本店」等から統括を受けている事業所は、「**支所・支社・支店**」となります。
- 下の例のように名称に本社とあっても、他の事業所から統括を受けていれば、「**支所・支社・支店**」となります。



- フランチャイズ・チェーン店の場合、フランチャイズ・チェーンの本部は**別経営の事業所であり**、チェーン加盟店の「本所・本社・本店」ではありません。
- 親会社は「本所・本社・本店」ではありません。

10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

- 平成30年1月から12月までの1年間について記入してください。
※平成30年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成30年を最も多く含む決算期間について記入してください。
※営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- この項目は、「損益計算書」をもとに記入してください。（各項目の内容は、下表を参照してください。）
※会社以外の法人については「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などをもとに記入してください。
なお、別途「損益計算書」を作成している場合は、「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。

項目	会社	会社以外の法人
①売上（収入）金額	<ul style="list-style-type: none"> 商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入してください。 有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めません。 	<ul style="list-style-type: none"> 経常収益を記入してください。
②費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）	<ul style="list-style-type: none"> 売上（収入）金額に対応する費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）を記入してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 経常費用を記入してください。
③うち売上原価	<ul style="list-style-type: none"> 費用総額のうち売上原価について記入してください。売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費など（売上原価に含まれるもの）の合計になります。 	<ul style="list-style-type: none"> 記入不要です。
主な費用項目	④給与総額	<ul style="list-style-type: none"> 役員（非常勤を含む）及び従業者（臨時雇用者を含む）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与（賞与引当金繰入額を含む）、労務費、給与、賞与（賞与引当金繰入額を含む）、手当、賃金等）の総額を記入してください。 別経営の事業所に出向・派遣している従業者に支給している給与を含めます。
	⑤福利厚生費（退職金を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 会社負担の法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。
	⑥動産・不動産賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。
	⑦租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）はここに含めます。 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。

記入上の注意

- 15・16欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のうち、会社のみ記入してください。
- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されている場合は、その内訳が、「5 この事業所の主な事業の内容」欄に印字されている事業内容の該当する欄となります。なお、複数の分野にわたる事業を行っている場合は、◆印の内訳だけでなく、該当するそれぞれの内訳について、金額を記入してください。

11 事業別売上（収入）金額

- 以下の例示を参考に、10欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。

①	農業、林業、漁業の収入 （動植物の飼育・栽培、林木の育成・林産物の採取、水産動植物の採取・採捕を行う事業の収入） ○造園、庭園の植樹、庭園・花壇の手入れ ×土木工事を伴う公園造成に関する収入 ⇒ 「⑥建設事業の収入」
⑤	小売の商品販売額 ○仕入れた商品又は製造した商品を、主として家庭用消費者に販売した場合の販売額
⑥	建設事業の収入（完成工事高） （建設工事を行う事業の収入） ○土木工事、建築工事（リフォームを含む）、設備工事（電気工事、電気通信工事、管工事など） ○自己建設による土地の造成、建物の建設 ×測量や、建設工事のコンサルタント、設計、監理 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 ×プラントエンジニアリング事業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 ×自己建設によらない土地分譲、建物建売事業 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」
⑦	不動産事業の収入 （土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業の収入） ○不動産売買（自己建設によるものを除く） ○不動産賃貸・管理（土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など） ○不動産売買・賃貸の仲介業務 ×不動産鑑定事業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 ×映画館、劇場、スポーツ施設などの賃貸 ⇒ 「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」 ×公民館など社会教育施設の賃貸 ⇒ 「⑮教育、学習支援事業の収入」 ×展示会場、集会場などの賃貸 ⇒ 「⑯上記以外のサービス事業の収入」 ×下宿業 ⇒ 「⑭宿泊事業の収入」 ×倉庫業 ⇒ 「⑫運輸、郵便事業の収入」 ×ビルメンテナンス業 ⇒ 「⑯上記以外のサービス事業の収入」 ×自己建設による不動産取引収入 ⇒ 「⑥建設事業の収入」
⑧	物品賃貸事業の収入 （物品を賃貸する事業の収入） ○リース、レンタル事業（産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣しょう、福祉用具など） ×映画配給事業 ⇒ 「⑫情報通信事業の収入」 ×リネンサプライ事業（シーツ、ベッドカバーなど） ⇒ 「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」 ×コインロッカー等、一時的に物品を預かる事業 ⇒ 「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
⑪	電気、ガス、熱供給、水道事業の収入 （各エネルギーの供給などを行う事業の収入） ○下水道処理施設維持管理業 ×電気工事、給排水設備工事 ⇒ 「⑥建設事業の収入」
⑫	運輸、郵便事業の収入 ○倉庫業（普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫、冷蔵保管料収入を含む） ×自動車駐車場 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」
⑭	宿泊事業の収入 （宿泊場所を提供する事業の収入） ○旅館、ホテル、簡易宿泊所、下宿所、保養所、学生寮、キャンプ場の宿泊サービス ※宿泊料金に飲食代が含まれている場合は、まとめて宿泊事業の収入とします。 ○リゾートクラブ事業 ×貸家業、貸問業 ⇒ 「⑦不動産事業の収入」
⑰	情報通信事業の収入 （情報の制作、加工、伝達、処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業の収入） ○ソフトウェア事業（受注ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など） ○各種調査（市場調査、世論調査など） ○情報提供サービス（不動産情報、気象情報など）
⑱	学術研究、専門・技術サービス事業の収入 ○法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス ○デザイン、機械設計業 ○獣医学、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業 ○プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス ○経営コンサルタント事業
⑲	上記以外のサービス事業の収入 ○建物サービス事業、警備事業 ○多目的ホール、イベントホール、展示会会場、見本市会場などの施設を運営する事業

●記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

12 自家用自動車の保有台数 ●業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください (リースで借りている車両も含めます)。	(1)貨物自動車 3 台 ※人員輸送のみの使用は除きます。	(2)乗用自動車 2 台	(3)バス 0 台																														
13 設備投資の有無及び取得額 ●平成30年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。 ●中古品は含めません。	※取得額(減価償却前の額)を記入してください。(万円未満四捨五入) <input checked="" type="radio"/> ① 設備投資を行った → <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (土地を除く)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェアのみ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> </tbody> </table> <input type="radio"/> ② 設備投資を行わなかった ※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。				千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	有形固定資産 (土地を除く)					1	0	0		0,000	無形固定資産 (ソフトウェアのみ)					5	0			0,000
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																								
有形固定資産 (土地を除く)					1	0	0		0,000																								
無形固定資産 (ソフトウェアのみ)					5	0			0,000																								
14 土地・建物の所有の有無 ●それぞれ該当する番号を○で囲んでください。	土地 <input checked="" type="radio"/> ① ある <input type="radio"/> ② ない 建物 <input checked="" type="radio"/> ① ある <input type="radio"/> ② ない ※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。																																
15 資本金等の額及び外国資本比率 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。	(1)資本金又は出資金、基金の額を記入してください。 (2)うち外国資本比率を記入してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0,000</td> </tr> </tbody> </table> (万円未満四捨五入) <table border="1"> <thead> <tr> <th>十</th> <th>百</th> <th>千</th> <th>分</th> <th>パーセント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> % (小数点第2位四捨五入)			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円					1	0	0	0	0,000	十	百	千	分	パーセント			0	0	0		
千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																									
				1	0	0	0	0,000																									
十	百	千	分	パーセント																													
		0	0	0																													
16 決算月 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。	※本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。 2 月 (月)																																

12 自家用自動車の保有台数

●自家用自動車(いわゆる白ナンバー(軽自動車を含む。))のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみを使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含めません。

【自動車の種類】

貨物自動車：貨物の輸送に使用する自動車をいいます。

人員輸送のみに使用している場合は除いてください。

乗用自動車：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。

バス：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。

●リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

13 設備投資の有無及び取得額

●「有形固定資産(土地を除く)」には、平成30年1月から12月までの1年間に土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。

●有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産(売買取引と同様の会計処理をしたもの)をいいます。

●建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。

●「無形固定資産(ソフトウェアのみ)」には、平成30年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。

●固定資産に計上したリース物件のうち、平成30年1月から12月までの1年間に新たに契約した物件を含めます。

●以下については、設備投資に含めません。

- 建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
- 店舗併用住宅の居住用部分
- 中古品

14 土地・建物の所有の有無

●国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。なお、借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含めません。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

17 サービス収入の内訳

・第2面に進んだすべての事業所は、第1面の10欄「①売上(収入)金額」について、その内訳を『調査票の記入のしかた』8～10ページの分類表の中から金額の多い順に選び、第1位から第10位までの欄にその分類番号、サービスの種類及び売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)

・金額で記入できない場合は、第1面の10欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

順位	分類番号	サービスの種類	売上(収入)金額							又は割合(%)			
			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万		万	円	
第1位	06004	住宅建築工事・同設備工事(元請工事・リフォーム)					1	5	0	0	0	0.000	右欄に割合を記入できない場合は、金額で記入してください。
第2位	07011	不動産売買代理・仲介サービス					1	0	0	0	0.000		
第3位	07016	住宅管理サービス(賃貸住宅)					8	0	0	0	0.000		
第4位	07015	住宅管理サービス(賃貸住宅以外)					7	0	0	0	0.000		
第5位	07017	非住宅用建物管理サービス					2	0	0	0	0.000		
第6位	19020	その他の建物維持管理サービス					2	0	0	0	0.000		
第7位	19024	集会場賃貸サービス					1	0	0	0	0.000		
第8位	20002	ネーミングライツ付与・スポンサーシップサービス					5	0	0	0	0.000		
第9位											0.000		
第10位											0.000		

17 サービス収入の内訳

- 調査票第1面の10欄「①売上(収入)金額」に記入した売上高の内訳について、**下表及び9、10ページの分類表から、売上高の上位10位の分類の「分類番号」、「サービスの種類」及び「売上(収入)金額」**を記入してください。
- 金額での記入ができない場合は、**第1面の10欄「①売上(収入)金額」を100(%)とした割合(小数点以下四捨五入)**で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。

分類表

事業別内訳	分類番号	サービスの種類	内容例示
⑥建設事業の収入(完成工事高)	06001	土木工事(元請工事)	・土木工事(道路・河川工事等)、農業土木工事(農道工事、土地改良工事等)。 ※送電線、アンテナ、鉄塔、信号装置、下水道、屋外のガス・水道等の送配管、石油タンク、浮ドック、交通標識、造園、解体、サイロ等の工事を含みます。また、土木施設の附属物の工事も含められます。
	06002	土木工事(下請工事)	
	06003	住宅建築工事・同設備工事(元請工事・新築)	・居住を主たる目的とする建築物(複合建築物のうち、居住用床面積が全体の50%以上のもの)に関する建築工事(その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に付帯する工事を含む)及び建築設備工事(建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス等の設備工事)。
	06004	住宅建築工事・同設備工事(元請工事・リフォーム)	
	06005	住宅建築工事・同設備工事(下請工事・新築)	
	06006	住宅建築工事・同設備工事(下請工事・リフォーム)	
	06007	非住宅建築工事・同設備工事(元請工事)	
	06008	非住宅建築工事・同設備工事(下請工事)	・居住以外(鉱工業、商業、サービス業用等居住用以外の目的の全てを含む)を主たる目的とする建築物に関する建築工事(その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に付帯する整地等の工事を含む)及び建築設備工事(建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス等の設備工事)。
	06009	機械設備工事(元請工事)	・工場等における動力設備、配管、機械基礎、築炉、機械器具装置等の工事及び変電設備、屋内の電信電話設備、電光文字設備、ネオン装置、ガス導管、坑井設備、遊園地の遊戯設備、鋼索道及び架空索道設備の工事(建築設備を除く)。
	06010	機械設備工事(下請工事)	

事業別内訳	分類番号	サービスの種類	内容例示
⑦不動産事業の収入	07001	住宅販売サービス	・住宅（自ら建築施工したものを除く。）を販売するサービス ×自ら建築施工した住宅の販売
	07002	非住宅用建物販売サービス	・非住宅用建物（自ら建築施工したものを除く。）を販売するサービス ○倉庫販売サービス（自ら建築施工を行わないもの） ×自ら建築施工した非住宅用建物を販売するサービス
	07003	土地販売サービス	・土地（取壊し予定の建物が付着している土地も含む。）の譲渡 ×建物と一体の敷地の販売 ×土地の売買の代理・仲介サービス
	07004	住宅賃貸サービス（1か月以上）	・住宅賃貸サービス ○下宿サービス（旅館業法の許可を受けていないもの） ×下宿サービス（旅館業法の許可を受けているもの）
	07005	住宅賃貸サービス（1か月未満）	
	07006	非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く。）	・非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く。） ○事務所、店舗用建物賃貸 ○物流施設賃貸 ×会議室賃貸 ×劇場式ホール提供 ×スポーツ施設提供 ×集会場、多目的ホール提供
	07007	収納スペース賃貸サービス	・自己責任で管理することを条件に、荷物等を収納するスペースを賃貸するサービス ×コインロッカー提供サービス、荷物一時預かりサービス ×貸金庫サービス
	07008	会議室等賃貸サービス	・主として会議に用いられる部屋やスペースを時間又は日数単位で賃貸するサービス
	07009	土地賃貸サービス	・土地賃貸サービス
	07010	不動産ファイナンスリース	・建物（建物の敷地を含む。）をファイナンスリースするサービス
	07011	不動産売買代理・仲介サービス	・宅地建物取引業法に基づき、土地や建物の売買を代理・仲介するサービス ※不動産特定共同事業契約の締結を代理・媒介するサービスを含みます。
	07012	不動産賃貸代理・仲介サービス	・宅地建物取引業法に基づき、土地や建物の賃貸を代理・仲介するサービス ※不動産特定共同事業契約の締結を代理・媒介するサービスを含みます。
	07013	サブリースサービス	・賃貸物件管理事業者が建物所有者等から入居の有無を問わず毎月一定の賃料を支払うことを条件に、建物を賃借し、自らが転貸人となって入居者に転貸するサービス
	07014	駐車場・自転車駐輪場サービス	・自動車、オートバイの駐車、自転車の駐輪するスペースを提供するサービス ※駐車場、駐輪場の運営を受託するサービスを含みます。
	07015	住宅管理サービス（賃貸住宅以外）	・住宅所有者（管理組合等を含む。）の委託を受けて、建物の保全業務等の管理を一括して行うサービス ×建物の清掃のみを請け負うサービス（ハウスクリーニングサービスを除く。） ×ハウスクリーニングサービス ×建物の清掃や保守のみを一括で請け負うサービス
	07016	住宅管理サービス（賃貸住宅）	・賃貸用のマンションやアパートの所有者等の委託を受けて、不動産賃貸の経營業務あるいは建物の保全業務等の管理を一括して行うサービス ×建物の清掃のみを請け負うサービス（ハウスクリーニングサービスを除く。） ×ハウスクリーニングサービス ×建物の清掃や保守のみを一括で請け負うサービス
	07017	非住宅用建物管理サービス	・非住宅用建物所有者の委託を受けて、不動産賃貸の経營業務あるいは建物の保全業務等の管理を一括して行うサービス ×建物の清掃のみを請け負うサービス（ハウスクリーニングサービスを除く。） ×ハウスクリーニングサービス ×建物の清掃や保守のみを一括で請け負うサービス
	07018	土地管理サービス	・土地所有者からの委託を受けて、不動産賃貸の経營業務あるいは土地の保全業務等の管理を行うサービス
	07019	屋外広告スペース提供サービス	・屋外の広告スペース（看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど）を提供するサービス ○デジタルサイネージ、ポスター等の掲示場所の提供 ○チラシの設置場所の提供 ○アドカー、アドサイクル、広告用飛行船 ×駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機などの広告スペースの提供

事業別内訳	分類番号	サービスの種類	内容例示
⑮ 娯楽事業の収入 生活関連サービス	15023	劇場賃貸サービス	・劇場のスペースを時間又は日数単位で賃貸するサービス ○映画館の施設を時間又は日数単位で賃貸するサービス
	19104	自動車、産業用機械、その他各種機械 保守・修理サービス	・自動車、産業機械、土木・建設機械、医療用機器、通信機器・関連機器、サービス業用機械などの各種機械を保守又は修理するサービス ○自動車整備（車検代行、部品の交換・取付、洗車等） ○部品の売上（整備に伴うもの） ×部品等の販売（工賃が発生しないもの）
⑲ 上記以外のサービス事業の収入	19019	ビルメンテナンスサービス	・オフィスビル、商業施設、宿泊施設、工場、マンションなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転を一括して請け負うサービス ×不動産賃貸の経營業務、不動産の保全業務等の管理を一括して行うサービス
	19020	その他の建物維持管理サービス	・その他の建物維持管理サービス ○マンション、アパート等の共用部分、住宅以外の建築物の内部及び外部の清掃 ○電気通信設備、空調、消防設備、エレベーター等の設備の管理や建築物の敷地、構造、建築設備等の点検・検査 ○居住用及び非居住用建物の空気環境管理、給水・排水管理、害虫駆除 ○空気調和装置・空調用ダクト・貯水槽・排水槽・湧水槽・排水管の清掃 ×オフィスビル、商業施設、宿泊施設、工場、マンションなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転を一括して請け負うサービス ×浄化槽清掃 ×空気環境測定及び水質検査
	19023	各種団体・組合における賦課金・会費 収入	・各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス ○協同組合の組合員に対する賦課金 ○入会金、会費（会員に対し一切の情報提供を行っていない場合は「寄付金、補助金、運営費交付金」に該当する。） ×寄付金、補助金、運営費交付金 ×観光協会の会費
	19024	集会場賃貸サービス	・式典や講演会などに用いられる部屋やスペースを時間又は日数単位で賃貸するサービス ○多目的ホール、商品展示所、集会場 ×劇場 ×スポーツ施設
	20001	商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス	・商標権の使用を許諾するサービス（フランチャイザーがフランチャイジーに提供する商標権の使用許諾を除く）及び法令により保護された映画作品等のキャラクター、演芸・スポーツ等興行団のマークやマスコット等を使用して商品化する権利を許諾するサービス ○映画作品のキャラクターの使用許諾、映画音楽（サウンドトラック盤）の作成許諾、映画に関する書籍の出版許諾 ○商品化に伴う映像著作権、音楽・音声著作物の著作権・著作隣接権、著述・芸術作品の著作権、写真の著作権又は商標権の使用許諾 ×商品化権の使用許諾サービスがスポンサーシップ契約に含まれ区分できないもの ×商標権の使用がフランチャイズ運営サービスの対価としてのロイヤリティ等と不可分である場合
20002	ネーミングライツ付与・スポンサー シップサービス	・スポーツ施設（プロスポーツ施設を含む。）、文化施設その他の施設の命名権を付与するサービス及びイベントや個人又は団体の活動のスポンサーに対して広告スペースを提供するサービス ○スポンサーに対するスポーツ選手等の肖像等の使用権の付与、スポーツ選手等に自社製品を供給する権利の付与、イベントロゴの使用権の付与、イベントチケットの交付 ○商品化権の使用許諾サービスのうち、スポンサーシップ契約に含まれ、区分できないもの ○ユニフォーム、グッズ、イベント設備などへの企業ロゴ等の表示	
20003	寄付金、補助金、運営費交付金等	・寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入	

記入上の注意

- 8～10ページに記載した「分類番号」の上2桁は、⑪欄事業別売上（収入）金額の「事業別内訳」の番号「⑥、⑦、⑮、⑲」に対応しています。
- 「商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス」、「ネーミングライツ付与・スポンサーシップサービス」及び「寄付金、補助金、運営費交付金等」については、特定の事業別内訳に限定されないため、「分類番号」の上2桁を便宜「20」とし掲載しています。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

18 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高

・第1面の「1」欄の「⑧物品賃貸事業の収入」に記入のある場合は、平成30年1月から12月までの「レンタル年間売上高」、「オペレーティングリース年間契約高」、「ファイナンスリース年間契約高」(万円未満四捨五入)及び該当する物件区分の割合(小数点以下四捨五入)を記入してください。

レンタル年間売上高				オペレーティングリース年間契約高				ファイナンスリース年間契約高			
千円	百円	十円	円	千円	百円	十円	円	千円	百円	十円	円
			0,000				0,000				0,000

物件区分	レンタル年間売上高割合(%)	オペレーティングリース年間契約高割合(%)	ファイナンスリース年間契約高割合(%)
産業用機械器具			
産業機械			
工作機械			
土木・建設機械			
医療用機器			
商業用機械・設備			
通信機器・同関連機器			
サービス業用機械・設備			
その他の産業用機械器具			
事務用機械器具			
電子計算機・同関連機器(ソフトウェアを含む)			
事務用機器			
自動車			
事業者向け			
一般消費者向け			
スポーツ・娯楽用品			
福祉用具			
その他の物品			
合計	100	100	100

注：「オペレーティングリース」、「ファイナンスリース」及び「レンタル」の区分について

- ・「ファイナンスリース」リース契約に基づくリース期間の中途において、当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引(解約不能のリース取引)で、借手が、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するリース取引。
- ・「オペレーティングリース」ファイナンスリース以外のリース取引。
- ・「レンタル」リース取引以外のすべての賃借契約で、リース取引に比べて契約期間が比較的短期の取引。

18 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高

●物件区分の内容例示については、下表を参照してください。

物件区分	内容例示	
産業用機械器具	産業機械	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鋸山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械(事務用を除く)、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鑄造機械、金型など
	工作機械	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシンングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など(数値制御(NC)付きを含む)
	土木・建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベータを含む)、建設用足場資材、鋼矢板など
	医療用機器	診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など
	商業用機械・設備	業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など
	通信機器・同関連機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、テレビなど
	サービス業用機械・設備	業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機など
事務用機械器具	電子計算機・同関連機器(ソフトウェアを含む)	電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピューター設計・製造システム)など
	事務用機器	複写機、金銭登録機(レジスタ)、会計機械、タイプライタ、タイムレコーダ、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3判未満)、エアシュータ(気送管)、シュレツダ、事務用什器・備品など
自動車	事業者向け	乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンク車、トレーラなど)、二輪自動車など
	一般消費者向け	
スポーツ・娯楽用品	スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、スポーツ・娯楽用テント、ヨット、モーターボート、ボートなど	
福祉用具	車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、腰掛便座、入浴補助用具など	
その他の物品	映画・演劇用諸道具、映写機、音楽・映像等のCD、ビデオ、DVD、衣しょう、本、植木、ふとん、ユニフォーム、作業服、介護ベッド、車いす、楽器、美術品、仮設住宅・トイレ、業務用テントなど	

19 業態別工事種類

・第1面の11欄「事業別売上(収入)金額」のうち「⑥建設事業の収入(完成工事高)」が最も多い場合は、下表の中から年間における完成工事高の多い順に番号を記入してください。

1番目 2番目

301	土木一式工事	310	屋根工事 (311 金属製屋根工事を除く)	318	ほ装工事	326	熱絶縁工事
302	建築一式工事 (303 木造建築一式工事を除く)	311	金属製屋根工事	319	しゅんせつ工事	327	電気通信工事
303	木造建築一式工事	312	電気工事	320	板金工事	328	造園工事
304	建築リフォーム工事	313	管工事	321	ガラス工事	329	さく井工事
305	大工工事	314	タイル・れんが・ブロック工事 (315 築炉工事を除く)	322	塗装工事	330	建具工事
306	左官工事	315	築炉工事	323	防水工事	331	水道施設工事
307	とび・土工・コンクリート工事 (308 はつり・解体工事を除く)	316	鋼構造物工事	324	内装仕上工事	332	消防施設工事
308	はつり・解体工事	317	鉄筋工事	325	機械器具設置工事	333	清掃施設工事
309	石工事						

20 相手先別収入割合

・第1面の10欄「①売上(収入)金額」について、その収入を得た相手先別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)
 ・第1面左上部の「記入区分」欄が「2」の場合は、記入してください。

収入を得た相手先	収入額 割合(%)
① 個人(一般消費者)	90
② 個人以外	10
合計	100

19 業態別工事種類

- 業態別工事種類の中から、年間における完成工事高の多い順に2番目までの業態別工事種類を選んで記入してください。なお、1種類の業態別工事種類のみ施工を行っている場合は、1番目に一つだけ記入してください。
- 業態別工事種類については、右表の【許可業種と業態別工事種類の対応、建設工事の内容や例示】を参考に、該当するものを選択してください。

20 相手先別収入割合

- 調査票第1面左上部の「記入区分」欄が「2」の場合は、記入してください。
- 調査票第1面の10欄「①売上(収入)金額」を100(%)とした割合(小数点以下四捨五入)で記入してください。
- 「①個人(一般消費者)」
 - ・一般消費者から得た収入について記入します。他の事業者・事業所から得た収入を含めません。
 - ・農林漁家から得た収入はここに含めます。
- 「②個人以外」
 - ・民間の企業・団体や国、地方公共団体などの事業所との取引などによる収入について記入してください。
 - ・農業機械の賃貸収入など農林漁家の事業に対するサービスはここに含めます。

備考

平成30年1月から2月まで改装のため休業

備考

- 平成30年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

【許可業種と業態別工事種類の対応、建設工事の内容や例示】

以下の表は、年間完成工事高を業態別工事種類に分類する際の目安として、「許可業種」と「業態別工事種類」との対応を示しています。併せて建設工事の内容や例示も参考としてください。

許可業種	番号	業態別工事種類	建設工事の内容や例示	
土木工事業	301	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建築工事業	302	建築一式工事（303を除く）	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	木造建築以外
	303	木造建築一式工事		木造建築
	304	建築リフォーム工事	建築リフォーム工事、住宅リフォーム工事、木造建築リフォーム工事	
大工工事業	305	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事業	306	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	
とび・土工事業	307	とび・土工・コンクリート工事（308を除く）	とび工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、土工、掘削工事、コンクリート工事、土留め工事、外構工事	
	308	はつり・解体工事	はつり工事、工作物解体工事	
石工事業	309	石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	
屋根工事業	310	屋根工事（311を除く）	屋根ふき工事	金属製屋根以外
	311	金属製屋根工事		金属製屋根
電気工事業	312	電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	
管工事業	313	管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	
タイル・れんが・ブロック工事業	314	タイル・れんが・ブロック工事（315を除く）	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、石綿スレート工事	
	315	築炉工事	築炉工事	
鋼構造物工事業	316	鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事	
鉄筋工事業	317	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事	
ほ装工事業	318	ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事	
しゅんせつ工事業	319	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	
板金工事業	320	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	
ガラス工事業	321	ガラス工事	ガラス加工取付け工事	
塗装工事業	322	塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	
防水工事業	323	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	
内装仕上工事業	324	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	
機械器具設置工事業	325	機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	
熱絶縁工事業	326	熱絶縁工事	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事	
電気通信工事業	327	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	
造園工事業	328	造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事	
さく井工事業	329	さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事業	330	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
水道施設工事業	331	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	
消防施設工事業	332	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事	
清掃施設工事業	333	清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	

バーコード付 一般統計調査

経済センサス - 活動調査 試験調査 調査票

令和元年10月1日 総務省・経済産業省

この調査は、統計法に基づき一時的調査です。
● 標榜の調査は、統計法に基づき一時的調査です。
● 標榜の調査は、統計法に基づき一時的調査です。

調査票の記入欄: 調査票の種類、市区町村コード、市区町村名、郵便番号、電話番号、FAX番号、調査対象者ID、パスワード

1. 名称及び電話番号: 事業者名、住所、電話番号、FAX番号、代表者名

2. 所在地: 都道府県名、市区町村名、町・字・番地・号、郵便番号

3. この場所での事業所の開設時期: 開設時期、開設場所

4. この事業所の従業員数: 従業員数、性別、年齢

5. この事業所の主な事業の内容: (1) 主な事業の内容、(2) 生商品、取組商品又は営業項目

6. 単独事業所・本所・支所の別: 事業所の種類、所在地

7. 経営組織: 経営組織の種類、役員名、代表者名

8. 法人番号: 法人番号

7. 経営組織: 経営組織の種類、役員名、代表者名

8. 法人番号: 法人番号

9. 消費税の税込込み・税抜き記入の別: 税込込み、税抜き

10. 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目: 売上(収入)金額、費用総額

11. 事業別売上(収入)金額: 事業別内訳、売上(収入)金額

12. 自動車用自動車の保有台数: 自動車用自動車の保有台数

13. 設備投資の有無及び取得額: 設備投資の有無、取得額

14. 土地・建物の所有の有無: 土地・建物の所有の有無

下書き用調査票 (お控え) ※後日おたずねす

経済センサス-活動調査
試験調査 調査票

バーコード枠

調査票種類 03-建設業、不動産業、物品賃貸業

⑪ サービス収入の内訳

・第2面に記入するすべての事業所は、第1面の⑩欄(①売上(収入)金額)について、その内訳を「調査票の記入のしかた」18～10ページの分類表の中から金額の多い順に並び、第11位から第10位までの順にその分類番号、サービスの種類及び売上(収入)金額を記入してください。(円未満四捨五入)
・金額で記入できない場合は、第1面の⑩欄(①売上(収入)金額)に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

順位	分類番号	サービスの種類	売上(収入)金額		又は割合(%)
			千円:百円:十円:円	千円:百円:十円:円	
第1位				0.0000	
第2位				0.0000	
第3位				0.0000	
第4位				0.0000	
第5位				0.0000	
第6位				0.0000	
第7位				0.0000	
第8位				0.0000	
第9位				0.0000	
第10位				0.0000	

⑫ 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高

・第1面の⑩欄(②売上(収入)金額)に記入のある場合は、平成30年1月から12月までの「レンタル年間売上高」「オペレーティングリース年間契約高」「ファイナンスリース年間契約高」及び該当する物件区分の割合(小数点以下四捨五入)を記入してください。

物件区分	レンタル年間売上高		オペレーティングリース年間契約高		ファイナンスリース年間契約高	
	千円:百円:十円:円	千円:百円:十円:円	千円:百円:十円:円	千円:百円:十円:円	千円:百円:十円:円	千円:百円:十円:円
		0.0000				0.0000

物件区分	レンタル年間売上高割合(%)	オペレーティングリース年間契約高割合(%)	ファイナンスリース年間契約高割合(%)	注:「オペレーティングリース」、「ファイナンスリース」及び「レンタル」の区分について	
				割合(%)	割合(%)
産業機械					
工作機械					
土木、建設機械					
医療用機器					
商業用機械・設備					
通信機器・同軸機器					
サービス専用機械・設備					
その他の産業用機械器具					
電子計算機・同軸機器(ソフトウェアを含む)					
事務用機器					
事業者向け					
一般消費者向け					
スポーツ・娯楽用品					
福祉用具					
その他の物品					
合計	100	100	100	100	100

・「ファイナンスリース」リース契約に基づくリース期間の中途において、当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引(解約不能のリース取引)で、借手が、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するリース取引。

・「オペレーティングリース」ファイナンスリース以外のリース取引。

・「レンタル」リース取引以外のすべての賃借契約で、リース取引に比べて契約期間が比較的短期的な取引。

⑬ 業種別工事種別

・第1面の⑩欄(③事業別売上(収入)金額)のうち(④建設事業の収入(完成工事高))が最も多い場合は、下表の中から年間に於ける完成工事高の多い順に番号を記入してください。

1番目	2番目	3番目	4番目	5番目	6番目	7番目	8番目	9番目	10番目																													
301 土木一式工事	310 舗装工事 (311 金属製舗装工事を除く)	318 陸揚工事	326 熱絶縁工事	302 建築一式工事 (305 木造建築一式工事を除く)	311 金属製屋根工事	319 しゅうせん工事	327 電気設備工事	303 木造建築一式工事	312 電気工事	320 板金工事	328 造園工事	304 建築リフォーム工事	313 電気工事	321 ガラス工事	329 さく井工事	305 大工工事	314 タイル・れんが・ブロック工事 (315 窯炉工事を除く)	322 塗装工事	330 建具工事	306 左官工事	315 窯炉工事	323 防水工事	331 水道施設工事	307 土工、コンクリート工事 (308 はつり・解体工事を除く)	316 動機運搬工事	324 内装仕上工事	332 消防施設工事	308 はつり・解体工事	317 鉄筋工事	325 機械器具設置工事	333 清掃施設工事	309 石工事						

⑭ 相手先別収入割合

・第1面の⑩欄(①売上(収入)金額)について、その収入を得た相手先別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)
・第1面上部の「収入区分」欄が2の場合は、記入してください。

収入を得た相手先	収入額割合(%)
① 個人(一般消費者)	
② 個人以外	
合計	100

備考

調査票へのご記入ありがとうございました。

調査票を提出する前に、記入漏れや記入誤りがないか、
最後にもう一度、ご確認ください。

- 調査票の記入方法などについて、ご不明な点がございましたら、コールセンターにお問い合わせください。

経済センサスー活動調査 試験調査コールセンター

 **0120-941-344 (通話料は無料です。)**

受付時間：午前9時～午後6時
(土日祝日もご利用できます。)

※おかけ間違いのないようお願いいたします。

I P 電話などで上記電話番号に接続できない場合は、03-6825-4066におかけください。

(この場合、通話料がかかります。)

- 調査員への連絡が必要な場合には、市区町村にご連絡ください。

<経済センサスー活動調査 試験調査サイト>

[<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/shiken/index.html>
<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/2021shiken.html>]

紙へリサイクル可